

仕 様 書

1. 業務名

下関市立公民館自家用電気工作物保安管理業務

2. 対象施設及び場所

別紙1-2「電気設備状況表」のとおり

3. 公民館の休館日

- (1) 月曜日（併設された下関市役所支所及び保健センターを除く。）
- (2) 毎年12月29日から翌年1月3日まで（以下「年末年始」という。）
- (3) 臨時休館日

4. 電気設備の状況

別紙1-2「電気設備状況表」のとおり

5. 委託期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

6. 業務内容

本業務内容は、電気事業法（昭和39年法律第170号、以下「法」という。）第39条から第42条の規定に基づき、甲が当該電気工作物を適切に維持保安するべき事項を、法第43条第1項の規定に基づき主任技術者を選任して実施することに代わり、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。）第52条第2項の規定に基づき、施行規則第52条の2に規定する要件に該当する者に、以下のとおり業務を委託するものである。

- (1) 当該電気工作物の保安点検について、別紙1-2「電気設備状況表」及び、別紙1-3「点検、測定及び試験の基準」に基づき実施すること。

ア. 月次点検

隔月1回（初月は、別紙1-2「令和8年度」欄中、「月次初度」欄の月による。）

イ. 年次点検

年1回（方式は、別紙1-2「令和8年度」欄中、「年次点検」欄による。）

- (7) 年次点検の停電は、原則、休館日に実施するものとする。ただし、年次点検を無停電によって点検する場合、又は設備を停止しても利用者等に影響がないと公民館長が認めた場合はこの限りでない。

- (イ) 併設施設のある公民館（別紙1-2「併設施設」欄参照）は、毎日（年末年始を除く。）設備が稼働しているため、年次点検を無停電にて実施すること。
- (2) 当該電気工作物の維持及び運営を適正に行うため、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号、以下「電気設備技術基準」という。）の規定に適合しない項目がある場合は、甲に対して助言し、又は甲と協議を行うこと。
- (3) 当該電気工作物に事故が発生した場合は、応急措置を行って報告するとともに、事故原因の調査に協力し、甲に対してとるべき措置を助言すること。
- (4) 当該電気工作物を変更する工事がある場合において、甲が意見を求めた場合には、必要な事項な助言をすること。

7. 閉館時の対応

公民館の閉館時であっても、電気工作物に故障や事故等がある場合には、緊急対応が可能であること。

8. 災害時の対応

公民館は、甲の指定避難所に指定されており、避難所対応として電気設備が稼働する必要があることから、避難所対応として甲からの要請に応じ対応し、また、その対応体制を確立すること。

9. 再委託の禁止

乙は、契約の履行に際し、その一部又は全部を他の者に再委託してはならない。ただし、予め、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

10. 法令に基づく申請等

- (1) 施行規則第53条第1項に係る、保安全管理業務外部委託承認申請書（添付書類を含む。）について、甲に対し、その作成及び手続きに関する助言を行うこと。
- (2) 法第106条各項の規定に係る、電気関係報告規則（昭和39年法律第170号）第2条又は第3条に定める報告書等について、甲に対し、その作成及び手続きに関する助言を行うこと。

11. 機械器具

乙は、施行規則第52条の2各号の規定に基づいた機械器具を有し、測定機器の校正及び誤差試験を行い、その記録を保管し、甲が必要と求めた場合は、その記録を直ちに開示すること。

12. 絶縁監視装置の設置

- (1) 設備容量100kVAを超える施設の低圧使用設備全般について、乙の費用負担において絶

縁監視装置を常時設置し、絶縁状態を監視すること。

- (2) 絶縁監視装置から警報が発せられた場合には、当該施設の保安業務従事者が当該電気工作物の状態を確認し、応急措置の上、速やかに甲に対して必要な措置を報告すること。

1.3. 点検結果の報告

- (1) 点検（事故又は災害時の臨時点検を含む。）実施後、報告書を作成し、点検を実施した翌月15日（3月分については当月末日）までに、甲に提出すること。ただし、点検の結果、重大な事故等につながる結果が判明した場合は、直ちに甲へ報告すること。
- (2) 絶縁監視装置を設置している施設は、定期的に絶縁信号の履歴を記した書類を提出すること。

1.4. 支払方法

前金一括払いとする。

1.5. 保安教育

甲の要請に応じて、公民館職員に対し、電気工作物保全、電気の安全、電気事業法の改正等に関する講習会を行うこと。なお、当該経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

1.6. その他

- (1) 公民館で重要な行事等がある場合は、甲の要請に応じて、月次点検の実施日を調整し、また臨時点検及び行事中の点検を実施すること。なお、当該経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。
- (2) 年次点検で停電を実施する場合、公民館及び併設施設の電気備品や電子機器等に事故のないよう、パソコン等の電子機器の電源コードをコンセントから抜くこと等、停電前に公民館及び併設施設が措置する必要がある事項を、公民館及び併設施設に指導すること。